

第684号  
 2016.1.19(火)

同胞新春のつとめ盛大に開催 韓紙工芸教室のお知らせ

16日に「福島県同胞新春の集い」が郡山市内で行われました。

第1部の新春講演会では朝鮮新報社の金志永さんに朝鮮半島を取り巻く最新事情を聞きました。ピョンヤン支局での駐在経験を生かした「ここならでは！」の話を聞くことができました。第2部の成人式・新年会も賑やかに、楽しく行われました。成人を迎えたトンムたちは口々にここまで育ててくれたアボジ、オモニに感謝し、大学生のトンムたちはこれからも勉学に励む決意を語り、この春大学を卒業するトンムは社会人として頑張ると抱負を語っていました。宴会に先立ちウリハッキョ学生たちによる小公演も行われました。一生懸命歌い踊り演奏する子供たちに惜しみない拍手を送っていました。乾杯のあとは和やかな雰囲気の中成人者家族たちによる歌合戦や(いきなりの)ノレチャラン、大抽選会で大いに盛り上がりしました。

この度は地元を離れて生活する成人者やその家族も参加しましたが、「やっぱり地元は福島です！」という姿にウリ福島トンポトンネの力強さを感じました。

例年より多くの同胞たちが参加した新春の集いの勢いそのまま今年も力強くあたたかいウリトンネを作っていきますよ！

ニョメン中通支部では下記の通り韓紙工芸教室を企画しました。とても簡単にウリ民族固有の手芸に接することができます。準備の都合があるので参加希望の方は今週末(23日)までに身近なニョメン役員に申し出て下さい。

1月29日(金)午後1時~4時ごろ

講師 崔弘美先生

(韓国伝統韓紙工芸家協会日本支部  
 認定韓紙工芸家2級)

作るもの(どちらか1点を選んでください)

・ティッシュケース(1,700円)

・お皿3枚セット(4,000円)

◇ 代金は材料費と先生の交通費(500円)です。講師料は先生の好意で無料です。

◇ 作品の見本写真あります。

◇ どなたでも参加できます。

「知って得する暮らしの情報」若年者納付猶予制度

Q 大学卒業後2年ほど会社勤めをしましたが、体調をくずして退職しました。その後、体調は良くなりましたが、現在の仕事はアルバイトなので国民年金保険料が2年ほど未納のままです。役所から納付書は送られてきますが、払えないのでそのままにしていますが・・・

A 保険料の納付が困難ならば免除の申請をしましょう。国民年金保険料は、1万5590円で、収入が不安定な人にとって納付はなかなか大変です。納付が困難な人の場合、申請による免除の制度があります。免除申請制度は、親元で暮らしているような場合は、本人のみならずその親についても所得要件がありますが、30歳未満の人ならば、親の所得に関係ない「若年者納付猶予制度」の利用が可能です。これは、30歳未満の人で、本人と配偶者の前年の所得が一定金額以下の場合、申請することによって国民年金保険料が猶予されるという制度です。

一定の金額とは、(扶養親族等の数+1)×35万+22万円です。なので、独身の場合は、本人の前年の所得額が57万円以下であればこの制度を利用できます。過去の未納分については、申請の時点から2年1か月前までの期間について遡って免除となります。この「若年者納付猶予制度」の利用によって免除された期間は、『学生納付特例制度』と同様に、年金額には反映されませんが、将来年金をもらうために必要な年金受給資格期間の25年に算入されます。さらに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられるときには減額されることなく満額支給されます。また、猶予を受けた期間は、10年以内であれば保険料を追納することで、将来の年金額を増やすことができます。なお、若年納付猶予制度は2005年(平成17年)4月から開始されていて、2025年(平成37年)6月までの時限措置となっています。手続きは、市町村役場の国民年金窓口や年金事務所で申請書を入手して行います(\*日本年金機構のHPからもダウンロードできます)。(文責 同胞法律・生活センター 金静貞 社会福祉士)

今週の放射線量

(ハッキョ自動測定器)

11日(月)	0.100
12日(火)	0.104
13日(水)	0.108
14日(木)	0.103
15日(金)	0.104
16日(土)	0.104
17日(日)	0.105

20	21	22	23	24	25	26
水	木	金	土	日	月	火
						中通役員学習会